

令和３年１月２０日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和2年度北塩原村農業委員会総会（令和3年1月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和3年1月20日（水）午後1時30分～2時13分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星 源 嗣	出
会長職務代理者	6	遠 藤 俊 一	出
農業委員	1	小 椋 隆 子	出
〃	2	中 川 博 之	出
〃	3	岩 田 多 吉	出
〃	4	二 瓶 睦 夫	出
〃	5	蓮 沼 喜久雄	欠
農地利用最適化推進委員	—	奥 川 維 之	欠
〃	—	佐 藤 誠 一	出
〃	—	五十嵐 好 則	出
〃	—	安 部 嘉 久	出
〃	—	柏 谷 孝 雄	欠
〃	—	小 椋 功	出

※ 出席委員 農業委員6名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名中4名出席。

4. 欠席委員

5 番 蓮沼喜久雄委員

推進委員 奥川 維之委員

推進委員 柏谷 孝雄委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 提出議案

議案第1号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

議案第2号

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

第5 その他

- ・「農業委員会における農地利用の最適化活動等に関する調査」にむけた活動記録簿の記入について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 相 原 哲 也

事務局 班 長 渡 部 達 也

事務局 主 査 須 藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、令和2年度北塩原村農業委員会定例総会1月定例会を開会いたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

(挨拶)

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。5番、蓮沼喜久雄委員より欠席する旨の届出がありました。只今の出席委員は農業委員7名中6名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は、農地利用最適化推進委員6名中4名にも出席いただいております。なお、推進委員の奥川維之委員、柏谷孝雄委員からは欠席する

旨の届出がありました。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、1番、小椋隆子委員、2番、中川博之委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会1月定例会を開催しております。続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、2月19日、北塩原村農業委員会総会2月定例会を集会室1・2で開催予定となっております。2番、同じく2月19日の総会終了後に、北塩原村農作業賃金協定会議を集会室1・2で開催予定でございます。なお、例年1月末頃に開催されておりました「会津若松地方農業委員会連合会研修会」については、新型コロナウイルス感染症の影響で開催延期の連絡がございました。今後、いつ頃開催されるのか、または中止になるのかは現在のところは未定とのことでございます。以上で業務報告と今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは議事に入ります。議案第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。それでは、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページをご覧ください。議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明いたします。次の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画の作成について、承認を求めるものでございます。番号1番、こちらについては再設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方は、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇16番、地目は田、面積は2,690㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和3年2月1日から令和8年1月31日までの5年間。賃借料の額は年額で45,540円。1反当たりになおしますと18,000円、こちらは水張り面積で算出しているとのことでございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては4ページから5ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますのでご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和3年1月20日提出、北塩原村農業委員会長星源嗣。以上で議案第1号の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査を担当しました蓮沼喜久雄委員は、本日欠席でありますので、副担当の3番、岩田多吉委員より調査結果について意見を願います。

○3番、岩田多吉委員

はい。蓮沼喜久雄委員が欠席でありますので、代読いたします。15日、金曜日に貸付人の〇〇〇さんと借受人の〇〇〇さん両名に確認しました。これまでは10年間で設定してまいりましたが、年齢的に10年での設定は少し厳しいかもしれないと思い、今回は5年間で再設定したとのことです。今回は再設定ということもありますので、何の問題もないと考え、許可相当といたしました。ご審議のほどよろしく願います。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第1号の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の6ページをご覧ください。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。次の農地法第5条第1項の規定による許可申請について意見を求めるものでございます。番号1番、1の申請当事者についてですが、被設定人は、〇〇〇さん、下吉字〇〇の方でございます。続いて設定人は、〇〇〇さんと〇〇〇さん、同じく下吉字〇〇の方で〇〇〇さんのご両親でございます。2、許可を受けようとする土地の所在等についてですが、下吉字〇〇1324番2、地目は畑、面積は192㎡、利用状況は普通畑、下吉字〇〇1324番4、地目は畑、面積は231㎡、利用状況は普通畑、以上の2筆でございます。3、転用計画についてですが、転用の目的は住宅、駐車場、通路、雪捨て場でございます。事由の詳細といたしまして、現在住んでいる住居が老朽化し水回りや柱、床が腐食してきており、大規模な改修が必要な状況であります。さらには、建物が大きすぎてバリアフリーの対応ができておらず、これからの両親の介護や自分たちの老後を考えると、バリアフリーで温かく、より生活しやすい住宅を新築することが最も合理的であると考えました。また、現在、母親が入院しており退院後の介護が間近に迫っておりますので、介護しやすい住宅を早急に建築したいと考え、今回の申請に至ったとでございます。続いて転用の時期ですが県知事許可の日から令和3年9月30日まで。施設の概要につきましては、建築物(住宅)の建築面積が89.43㎡で、所要面積は120㎡となっており、工作物(駐車場等)の所要面積が303㎡、合計で423㎡でございます。資金計画については記載のとおりでございます。4、権利を設定、移転しようとする契約の内容についてですが、権利の種類は使用貸借権。権利の設定・移転の別については、設定でございます。権利の設定の時期は許可日、権利の存続期間は、30年間でございます。5、転用することによって生ずる付近の土地・作物等の被害の防除施設の概要についてでございますが、土砂の流出等の災

害を防止するための措置としましては、周囲に土砂が流出しないように十分に造成することとでございます。農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置としましては、雨水は地下へ浸透及び西側水路へ排出し、排水は村の下水道を利用することとでございます。周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置としましては、北側に自宅の畑がありますが、現在畑として利用しておらず、それ以外はすべて宅地となっているため、支障はないとでございます。地元農業委員の意見としまして、中川博之委員、星源嗣委員、佐藤誠一委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、7～8ページが申請地位置図と案内図、9ページが申請箇所図となりまして、10ページが土地利用計画図、11ページが平面図となりますので、各自ご確認願います。なお、当該地域は農振農用地区域外の農地でございます。また、転用に当たっての許可基準の1つでもあります、立地基準（農地区分）ですが、12ページの参考図のとおり、住宅もしくは事業用の施設又は公共施設等が、50m以内の間隔で概ね50戸以上連たんしており、それらの施設等を線で結んだ内側に存在する農地であれば、原則許可となる第3種農地に該当しますので、農地区分は適当と考えられます。続いて一般基準についてとなりますが、資金調達計画につきましては、金融機関からの融資証明が添付されておりまして、実現性が見込まれます。実施計画は明確で、許可後において、申請に係る用途に遅れなく供することが確実であると思込まれます。計画面積については、当該農地の形状や、周辺の土地利用の状況などからも妥当であると考えられます。最後に周辺農地に係る支障についても、問題はないと考えます。以上のことから一般基準についても適当と考えられます。上記のとおり提出いたします。令和3年1月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。

以上で議案第2号の朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して本件の調査委員であります、2番、中川博之委員より調査結果について、意見をお願いいたします。

○2番、中川博之委員

はい。先日、会長、誠一委員、事務局と4人で現地調査を実施しました。申請内容等にも特に問題はありませんでしたので、許可相当といたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。同じく調査委員であります、佐藤誠一委員より推進委員としての意見があればお願いいたします。

○推進委員、佐藤誠一委員

はい。特にありません。中川委員に同じであります。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○3番、岩田多吉委員

はい。4番の権利の設定期間だけど、30年というのは、親父さんたちまだ健在なのに、なぜ30年という風にしたのか。

○議長

それはとりあえず30年間は無償で親から借りるということです。ご両親もかなりの年代ですので、いずれは相続という風になるのかなと思います。親から無償で借りてそこに建物を建てると。家を建てるのに2～3年というわけにはいかないから、30年としたのかと。

○3番、岩田多吉委員

ああ、そういう意味な。勿体ないな、あのでっかい家。壊すのか。

○推進委員、佐藤誠一委員

どうも北っ手の方がしけて、床が抜けたり腐ったりしてるんだって。

○3番、岩田多吉委員

ああ、そうか。

○議長

この間の話だと、申請人の息子たちが将来、家に入るようになった時に今ある家を壊して、あとはどうするかは息子たちに任せるそうです。

○議長

他に質問等はありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第2号について、申請の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め、決定することといたします。

○議長

続いて、議案第3号、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の13ページをご覧ください。議案第3号、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」説明いたします。行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公平・公平な職務執行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。このことを踏まえ

まして、一般社団法人全国農業会議所より、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、全国すべての農業委員会において、申し合わせ決議や注意喚起を毎年度1回以上は総会等で実施するよう要請があったことから、農業委員会の法令遵守の申し合わせについて、別紙のとおり決議を行うものでございます。次のページ、7ページをお開きいただきたいと思います。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議でございます。それでは、私の方で読み上げさせていただきます。「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」、私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和3年1月20日、北塩原村農業委員会。以上とはなりますが、今回の申し合わせ決議を提出した経緯について、少し触れたいと思います。令和元年の10月に、福島県内ではございませんが、農地転用に絡む農地法違反と収賄の疑いで農業委員会の会長や事務局職員が逮捕されるという事件が立て続けに2件発生いたしました。また、大阪の方の農業委員会連合会が研修会の際の昼食時に飲酒をしていたこと、いわゆる公務中の飲酒も報道され問題となった経緯がございまして、こうしたことを鑑み、同じ年、令和元年11月に開催された全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました。そして、同年12月に、全国農業会議所及び福島県農業会議より、この申し合わせ決議の趣旨に則り、農業委員会総会において法令遵守の注意喚起を実施するよう、また、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、毎年度1回以上は、同様の取り組みを実施するよう要請があったわけでございます。当農業委員会においても、昨年の1月の定例総会において、同様の議案を提案し、可とする決定をいただいておりますが、今回改めて法令遵守の申し合わせ決議の審議をすることで注意喚起としたいので、提案いたします。以上提出いたします。令和3年1月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で、議案第3号の朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。事務局から説明ありましたとおり、令和元年には、農業委員会の不祥事が立て続けに4件も発生し、当時は新聞やテレビ等で報道された経緯もございました。農地制度の運用にあたって、農業委員会の委員が運用上の容疑で逮捕されるということは、

非常に遺憾なことであり、農業者からしますと信頼を裏切る行為であります。言うまでもなく、農業委員会は行政委員会であり、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。私たち北塩原村農業委員会としましても、農業委員・農地利用最適化推進委員がその役割と責務を改めて自覚し、高い倫理観も持ち、法令遵守を徹底するため、今後も年1回、農業委員会総会等において、同様の申し合わせ決議を実施していきたいと考えております。それでは、議案第3号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、原案のとおり決定することで、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第3号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、原案のとおり決定されましたので、今後も農業委員会組織として、法令遵守の徹底を図っていきます。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、事務局より1点ございますので、事務局説明をお願いします。

○事務局

本日、皆さんにお配りしております、参考資料「農業委員会における農地利用の最適化活動等に関する調査」の実施要領と書かれた資料をご覧ください。右下の表面にのみページ番号をふっております。今月の総会の開催通知と一緒に活動記録簿の記入と提出についての依頼文を送付しております。2ページ以降はその依頼文と同じものになりますので、既に皆さんにはご覧いただいていると思いますが、今回この調査を実施することとなった経緯など、説明させていただきたいと思います。先月、12月の末頃ですね、仕事納めの数日前に農業会議から今回の緊急調査が実施される見込みとの情報が入りました。国の方で実施された規制改革推進会議農林水産ワーキンググループという会議において、その会議員から農業委員会の必須業務となった「農地利用の最適化の推進活動」の実績や貢献度合いについて、詳細なデータを求められたものの、その求めに応じることができなかったため、次回開催される会議までに詳細なデータを集めることとなったとのことでした。その次回開催されるという会議が3月に開催予定となっているため、早急に調査を実施して、すぐに報告書を提出するよう依頼があったわけでございます。事務局の方で報告書を作成するには、委員の皆さん全員分の1月から2月までの活動内容が必要となりますので、今回、依頼文を送付させていただきました。では、1ページをご覧ください。今回の調査に関する実施要領を抜粋したもの

になります。調査の背景については、先ほど説明したとおりでございます。2番の調査概要についてですが、調査の対象が各都道府県ごとに3～4程度の農業委員会となっております。福島県では3つの農業委員会が対象となり、北塩原村が選ばれてしまいました。2の調査対象期間ですが、令和3年の1月1日から2月28日までの2ヶ月間でございます。3の調査内容については、農地利用の最適化の推進活動について、調査期間内における委員の活動内容等でございます。3番の記入要領につきましては、事務局の方で調査票に記入する際の要領となっておりますので、省略いたします。4番、報告期日ですが、1月末までの活動については、2月5日、2月末までの活動については、3月5日までとなっておりますが、2つ目の※印にありますとおり、これは県から国への報告期限でございます。事務局から県への報告期限はそれぞれ3日までとなっております。それぞれの活動内容等を3日までにまとめて、県へ報告しなければなりませんので、委員の皆さんはお忙しい中大変恐縮でございますが、2ページの依頼文の2番の提出期限にありますとおり、1月分は2月1日まで、2月分は3月1日までに各自ご提出くださいますよう、お願いいたします。なお、提出先ですが、農業委員会事務局や裏磐梯の合同庁舎、もしくはお近くの役場職員に渡していただいても大丈夫です。ただ、役場職員に渡した場合は、お手数でも誰に渡したかお電話いただくと助かります。次に3ページをご覧ください。こちらが皆さんにご提出いただく、活動記録簿でございます。昨年の4月又は7月に記入を依頼している活動記録簿の中から、農地利用の最適化の推進活動に該当する業務を抜粋したのになります。記入方法はこれまでの活動記録とだいたい同じになりますが、今回は詳細なデータを求められているため、いくつか変更となっているところがございます。6ページをご覧ください。大きな2番の活動記録の方法についてになりますが、活動の記録については、皆さんにもお配りしている全国農業会議所発行の「農業委員会活動記録セット」にご記入いただくとありますが、農業会議の方で分かりやすくするために、調査に必要な活動のみを抜粋した記録簿を作成し送付されてきましたので、皆さんにはその記録簿をお配りしております。また、正確な時間等を把握するため、別紙記載例をご参照のうえ、以下の点について徹底してください。とありますが、活動時間はこれまでの○や△ではなく、15分ごとの時間単位で記載してください。15分以下の場合は切り上げて15分としてください。また、活動時間には活動するための準備期間を含めて記載してください。とのことでございます。では、5ページの記載例をご覧ください。まずは、活動した日を記入いただき、次に活動した場所については、こちらにあるとおり、この真冬に圃場というのはあまりないとは思いますが、具体的な場所を記入いただきたいと思います。次に活動分類の欄には、これまで○や△を記入していたところに、15分単位で活動時間を記入してください。時間の横に情報の情とありますが、これは、→でつながっている□の中にありますとおり、情報の把握、例えば集積や集約に向けて何かしらの情報を得た場合は、「情」と記入し、戸別訪問をした場合は「戸」、電話での対応だった場合は「電」、それ以外の場合は「他」と記入してください。これらのように活動時間の横に文字があると

ころは、それぞれ□の中の説明文で確認していただければと思います。5 ページの裏面には、活動内容をさらに詳細に記入する時の記載例となっておりますので、参考にしてください。なお、以前からお願いしておりますが、皆さんの能率給の支給要件にも、月最低1回以上の農地利用最適化推進活動が必要となっておりますので、併せてよろしくお願ひしたいと思ひます。繰り返しになりますが、委員の皆さんには多大なご負担をお掛けすることとなり申し訳ございません。県への報告期限が3日までと非常に短い期間しかありませんので、提出期限だけは忘れずに、ご協力いただきますようよろしくお願ひいたします。ご不明な点等ありましたら、その都度ご連絡いただければと思います。調査の説明については以上となりますが、最後に本日、新任の委員さん以外の委員さんに、役場の水色の封筒をお配りしております。中には令和2年分の委員報酬に係る源泉徴収票が入っております。これは、令和元年度の委員報酬と能率給の分となります。確定申告の際に必要なとなりますので、皆さん無くさずにお持ちいただければと思います。私からは以上です。

○事務局長

今ほど事務局の方から説明ありましたとおり、調査へのご協力よろしくお願ひいたします。その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 1 番 _____ (印)

議事録署名委員 2 番 _____ (印)